

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年12月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続及び運営方法について、不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・定款細則等について、法令及び定款に則していない規定が見受けられたので、見直しを行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>定款第36条に現在実施していない公益事業が規定されていた(訪問介護・予防訪問介護事業)。</p> <p>また、定款第28条にホーム雛、ホーム虹、ホーム太陽で使用している土地、建物が基本財産として規定されていなかった。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第39条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続を行うこと。</p> <p>(法第31条第1項、定款第28条、第36条及び第39条)</p>	<p>定款変更の手続を終えた。</p>
<p>2</p> <p>評議員選任・解任委員会委員の任期について、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第4条において、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までと規定しているが、就任承諾書では平成29年3月27日から平成33年6月定時評議員会までとしていた。</p> <p>については、評議員選任・解任委員会委員の任期について、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第4条)</p>	<p>評議員選任・解任委員会の運営に関する規程の見直しをすることで、評議員選任・解任委員会委員の任期について、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程との整合性を図る。</p>
<p>3</p> <p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載</p>	<p>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>

	<p>されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第 45 条の 11、規則第 2 条の 15)</p>	
4	<p>理事会において、評議員会の日時、評議員会の目的である事項等は決議されていたが、場所が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日々の 1 週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>(法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般法人法第 181 条及び第 182 条、規則第 2 条の 12)</p>	<p>理事会議事録に記録の漏れがないように、決議があった事項を記載する。</p>
5	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項)</p>	<p>今後は、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得て、その事実を議事録に記載する。</p>
6	<p>理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、理事長が報告していなかった。</p> <p>については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	<p>理事会において、年度途中の事業報告や補助金事業進捗状況等を報告することで、職務の執行の報告をしたものと解釈をしていた。</p> <p>今後は理事長及び常務理事の専決事項を規定し、そのことについてそれぞれが報告する。</p>

7	<p>契約事務について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 価格による随意契約において、複数の業者と見積り合わせをすることなく業者1社と契約を締結しているものがあった。</p> <p>② 100万円を超える契約において、契約書が作成されていないものがあった。</p> <p>③ 契約書の作成を省略した契約において、請書等を徴していないものがあった。</p> <p>については、経理規程第74条第4項の規定に基づき、3(2)社以上の見積りを徴し比較して、適正な価格により契約を締結すること。また、同規程第75条及び第76条の規定に基づき、契約書の作成又は請書その他これに準ずる書面を徴すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (入札通知1(4)、経理規程第74条、第75条及び第76条)</p>	<p>今後は経理規程に基づき事務手続をする。</p>
8	<p>販売店から買い受けたエアコン一式の代金をクレジット会社とのクレジット契約により分割払していたが、資産計上することなく分割支払金を賃借料として計上していた。</p> <p>については、当該資産の取得価額により貸借対照表に資産計上すること。 (経理規程第33条)</p>	<p>リース契約と混同していた。貸借対照表に資産計上した。</p>
9	<p>計算書類の附属明細書について、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に内部貸借取引の残高(事業未収金、立替金、事業未払金、仮受金)が記載されていなかった。</p> <p>については、資金の繰替使用は通知等において制限されているものがあるため、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)の科目を使用するなどして、事業区分間及び拠点区分間の貸借残高であることが分かるよう是正し、年度内に補てんされていないものについては、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に記載し、繰替使用の制限の確認ができるようにすること。 (会計省令第30条、運用上の取扱い25(1)、留意事項12)</p>	<p>今後は、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に記載し、繰替使用の制限の確認ができるようにする。</p>

